

広島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和八年三月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽出庭向原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町坂字松ノ木三六三番五地 先から 安芸高田市向原町坂字松ノ木三六〇九番一 地 先まで		三・〇〇〇 ・四〇	敷地の幅員 (メートル)	七六・八〇	
	二・二〇〇 三・〇〇〇 一			七六・八〇	拡幅